

## 平成29年度送配電部門収支の算定結果について

- 電気事業法および電気事業託送供給等収支計算規則(経済産業省令)にもとづき、平成29年度の送配電部門収支(※1)および送配電部門における超過利潤(又は欠損)額(※2)を算定いたしましたので、お知らせいたします。

※1 当社の収支のうち、電力の託送などを行う送配電部門に係る収支です。

※2 託送料金水準の適切性を判断することを目的として定義されたものです。

### <平成29年度送配電部門収支算定結果>

項 目	金 額
営業収益 (1)	2, 1 3 1 億円
営業費用 (2)	2, 1 3 6 億円
営業利益 (3)=(1) - (2)	▲ 4 億円
営業外損益 (4)	▲ 7 3 億円
特別損益 (5)	-
税引前送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (6) = (3) + (4) + (5)	▲ 7 8 億円
法人税等 (7)	-
送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (8) = (6) - (7)	▲ 7 8 億円

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

### <送配電部門における超過利潤(又は欠損)計算結果>

項 目	金 額
送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (8)	▲ 7 8 億円
送配電部門の事業報酬額 (9)	1 1 1 億円
追加事業報酬額 (10)	▲ 0 億円
送配電部門の財務費用(株式交付費, 株式交付費償却, 社債発行費及び社債発行費償却を除く。) (11)	7 2 億円
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。) (12)	3 億円
送配電部門の事業外損益 (13)	▲ 1 億円
送配電部門の特別損益 (14)	-
その他の調整額 (15) = (16) - (17)	▲ 2 5 億円
インバランス取引等損益 (16)	▲ 2 5 億円
(インバランス取引損益)	▲ 2 7 億円
(最終保障供給取引損益)	0 億円
法人税補正額 (17)	-
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (8) - (9) - (10) + (11) - (12) - (13) - (14) - (15)	▲ 9 2 億円

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

平成29年度は、経営全般にわたる徹底した効率化に努めたものの、節電や省エネルギー意識の定着などで電力需要が減少した結果、92億円の欠損となりました。人口の減少など地域の電力需要の減少により厳しい収支状況が継続しておりますが、当社は、今後も安定供給を前提に経営効率化の徹底に取り組んでまいります。

以 上

第1表

社内取引明細表(1)

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	28,020	基準託送供給料金相当額等取引収益	176,535
アンシラリーサービス取引費用	10,868	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	835	電気事業雑収益相当額取引収益	144
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	1,490		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	-		
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	309		
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	3		
合計	41,528	合計	176,680

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	128,746
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	29,840
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	457
予備送電サービス料金相当額取引収益	283
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△342
近接性評価割引相当額取引収益	△662
インバランス対応相当額取引収益	5,975
インバランスの供給相当額取引収益	12,235
合計	176,535

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	0
変更賦課金相当額取引収益	-
契約超過金等相当額取引収益	144
合計	144

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 変更賦課金相当額取引収益は、変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 3 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

## 社内取引明細表(2)

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(4) 託送収益等取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
インバランス対応相当額取引費用	4,847	
インバランスの買取相当額取引費用	23,173	
合計	28,020	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
アンシラリーサービス取引費用	10,868	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
振替損失調整額取引費用	835	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分	240	
基準託送供給料金相当額対応分	1,250	
合計	1,490	

(記載注意)  
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。  
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分	-	
基準託送供給料金相当額対応分	-	
合計	-	

(記載注意)  
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。  
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 消耗品費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	309	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 最終保障供給対応取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)	3	

(記載注意)  
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表  
平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	265	-	265
給料手当	2	28	-	4,859	4,086	7,060	5,224	4,392	-	25,654
給料手当振替額(貸方)	△0	△0	-	△116	△43	△335	△77	△44	-	△617
退職給付	-	-	-	-	-	-	-	1,265	-	1,265
厚生費	0	5	-	788	664	1,146	976	1,146	-	4,727
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑燃料	0	1	-	46	84	573	129	124	-	959
燃費	-	980	-	-	-	-	-	-	-	980
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	0	6	-	56	73	162	207	100	-	607
修繕費	14	472	-	4,070	3,468	31,054	-	1,313	-	40,394
水利使用料	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
補償費	0	84	-	207	-	86	0	0	-	380
賃借料	0	0	-	1,054	205	2,983	-	1,664	-	5,909
託送料	-	-	-	6,074	-	-	-	-	-	6,074
事業者間精算費	-	-	-	474	-	-	-	-	-	474
委託費	14	267	-	2,820	409	6,978	5,344	2,588	-	18,425
損害保険料	0	0	-	3	13	10	-	0	-	27
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	3	111	-	115
養成費	-	-	-	-	-	-	-	283	-	283
研究費	-	-	-	-	-	-	-	327	-	327
諸費	0	2	-	588	347	1,331	1,089	2,353	-	5,712
貸倒損	-	-	-	-	-	-	48	-	-	48
固定資産税	2	21	-	1,761	1,107	3,471	-	416	-	6,781
雑税	0	0	-	14	96	7	3	60	-	183
減価償却費	10	206	-	10,293	6,946	11,129	-	3,107	-	31,694
固定資産除却費	1	4	-	1,513	1,123	3,035	-	219	-	5,897
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	300	300
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,154	2,154
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	△109	-	△109
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	△0	-	△0	△0	-	△0
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃炉等負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	11,128	11,128
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	2,090	2,090
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	△21	△21
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	41,528	41,528
合計	48	2,082	-	34,512	18,584	68,695	12,951	19,588	57,179	213,643

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

## 送配電部門収支計算書

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	213,643	営業収益	213,199
水力発電費	48	電灯料	799
火力発電費	2,082	電力料	753
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	508
地帯間購入電源費	300	地帯間販売送電料	-
地帯間購入送電費	-	他社販売電源料	-
他社購入電源費	2,154	(インバランス対応取引収益)	-
(インバランス対応取引費用)	-	託送収益	32,482
(インバランスの買取りに係る費用)	1,727	接続供給託送収益	32,459
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	8,508
非化石証書購入費	-	その他託送収益	23
送電費	34,512	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
変電費	18,584	事業者間精算収益	104
配電費	68,695	電気事業雑収益	1,869
販売費	12,951	遅収加算料金	△0
一般管理費	19,588	社内取引収益	176,680
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	(インバランス対応相当額取引収益)	5,975
廃炉等負担金	-	(インバランスの供給相当額取引収益)	12,235
電源開発促進税	11,128		
事業税	2,090		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△ 21		
社内取引費用	41,528		
(インバランス対応相当額取引費用)	4,847		
(インバランスの買取相当額取引費用)	23,173		
営業利益(又は営業損失)	△ 444	営業外収益	683
営業外費用	8,048	財務収益	319
財務費用	7,529	(預金利息)	0
(株式交付費)	-		
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	273		
(社債発行費償却)	-		
事業外費用	518	事業外収益	363
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	△ 7,809		
法人税等	-		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	△ 7,809		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限る、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(送配電部門収支計算書等における注記)

(1)送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

(2)託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

## 固定資産明細表(1)

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
水力発電設備	655	-	494	160	4	-	△ 1	660	-	493	166
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	80	-	69	11	-	-	0	80	-	69	11
構築物	304	-	200	104	3	-	4	308	-	204	103
機械装置	269	-	224	44	△ 0	-	△ 7	268	-	217	50
備品	0	-	0	0	1	-	0	2	-	0	1
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	0	-	0	-	-	-	-	0	-	0	-
火力発電設備	6,666	-	5,132	1,533	70	-	194	6,737	-	5,327	1,410
土地	31	-	-	31	1	-	-	32	-	-	32
建物	1,270	-	1,007	263	41	-	23	1,312	-	1,030	281
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	5,342	-	4,104	1,238	27	-	170	5,370	-	4,274	1,095
備品	21	-	21	0	-	-	-	21	-	21	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	519,895	15,845	354,724	149,325	4,933	166	7,940	524,829	16,011	362,664	146,152
土地	14,058	61	-	13,996	193	-	-	14,251	61	-	14,189
建物	1,717	77	1,301	338	34	-	7	1,751	77	1,308	365
構築物	429,572	14,024	305,168	110,379	4,366	145	6,687	433,938	14,169	311,855	107,914
機械装置	39,874	1,045	31,098	7,731	△ 120	20	28	39,754	1,066	31,126	7,561
備品	958	-	915	42	23	-	4	981	-	920	61
リース資産	467	-	306	161	△ 41	-	△ 45	425	-	260	164
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	33,247	636	15,935	16,675	478	△ 0	1,258	33,725	636	17,193	15,895
変電設備	339,707	18,154	243,682	77,870	8,565	385	3,690	348,272	18,539	247,372	82,360
土地	12,144	172	-	11,971	809	-	-	12,953	172	-	12,781
建物	35,920	2,648	24,444	8,827	928	6	456	36,849	2,655	24,901	9,292
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	286,859	15,330	214,737	56,791	6,809	378	3,109	293,669	15,708	217,847	60,112
備品	4,482	2	4,309	170	10	-	111	4,493	2	4,421	69
リース資産	111	-	82	29	7	-	△ 0	118	-	82	36
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	188	-	108	80	-	-	12	188	-	120	68

固定資産明細表(2)

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
配電設備	673,431	19,395	371,563	282,471	7,822	154	7,226	681,254	19,550	378,790	282,913
土地	178	-	-	178	20	-	-	198	-	-	198
建物	2,018	-	1,397	621	△ 6	-	42	2,012	-	1,439	572
構築物	497,613	14,329	284,356	198,927	6,625	190	6,702	504,238	14,519	291,059	198,659
機械装置	169,001	5,066	83,099	80,834	1,108	△ 36	78	170,109	5,030	83,178	81,901
備品	1,181	-	1,135	45	11	-	△ 1	1,192	-	1,133	58
リース資産	1,925	-	1,059	865	54	-	163	1,979	-	1,222	756
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	1,513	-	515	998	9	-	241	1,522	-	756	766
業務設備	96,846	856	70,440	25,549	878	34	798	97,725	891	71,238	25,594
土地	4,241	-	-	4,241	△ 199	-	-	4,042	-	-	4,042
建物	46,208	27	35,666	10,513	△ 757	1	△ 205	45,450	29	35,461	9,959
構築物	282	-	152	130	2	-	8	285	-	161	123
機械装置	43,900	828	32,797	10,274	1,887	33	1,022	45,788	862	33,820	11,105
備品	1,416	-	1,370	45	4	-	12	1,420	-	1,383	37
リース資産	698	0	414	283	△ 32	△ 0	△ 21	666	-	393	272
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	98	-	38	60	△ 26	-	△ 19	71	-	18	53
建設仮勘定	53,056	-	-	53,056	5,039	-	-	58,096	-	-	58,096
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	2	-	-	2	△ 2	-	-	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	32,653	-	-	32,653	△ 1,758	-	-	30,895	-	-	30,895
変電設備	16,305	-	-	16,305	3,734	-	-	20,040	-	-	20,040
配電設備	3,723	-	-	3,723	988	-	-	4,712	-	-	4,712
業務設備	370	-	-	370	2,076	-	-	2,447	-	-	2,447
合計	1,690,259	54,251	1,046,039	589,968	27,315	741	19,847	1,717,574	54,992	1,065,886	596,695

(記載注意)

1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

1. 帳簿原価、減価償却費、帳簿価額は、共用固定資産を除いた値を記載している。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

送電設備	期中増加	石狩火力幹線新設	6,997 百万円	
	期中増加	広尾線2回線化	1,646 百万円	
	期中増加	十勝2号線鉄塔建替	421 百万円	
変電設備	期中増加	北斗変換所・今別変換所新設	4,185 百万円	期中減少 旭川変電所110kV連絡用変圧器他取替(2期) △ 344 百万円
	期中増加	旭川変電所110kV連絡用変圧器他取替(2期)	1,201 百万円	
	期中増加	西当別変電所275kV石狩火力幹線引出	1,178 百万円	

第5表

超 過 利 潤 計 算 書  
平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)(①)	△ 7,809
送配電部門の事業報酬額(②)	11,143
追加事業報酬額(③)	△ 56
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(④)	7,255
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(⑤)	319
送配電部門の事業外損益(⑥)	△ 155
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑩=⑧-⑨)	△ 2,552
インバランス取引等損益(⑧)	△ 2,552
(インバランス取引損益)	△ 2,793
(最終保障供給取引損益)	2
法人税補正額(⑨)	-
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩)	△ 9,252
うち想定原価と実績費用との乖離額	△ 1,358

(記載注意)

- 1 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 2 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 3 インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 4 インバランス取引損益は、様式第1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益(又は営業損失)の額とすること。
- 5 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 6 法人税補正額は、送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。



第6表

## 超過利潤累積額管理表

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)(①) (うち前期乖離額累積額)(⑦)	△ 13,692 (19,671)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②) (うち想定原価と実績費用との乖離額)(⑧)	△ 9,252 (△ 1,358)	
還元額(③)	—	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)(④=①+②-③) (うち当期乖離額累積額)(⑨=⑦+⑧)	△ 22,944 (18,313)	
一定水準額(⑤)	17,206	平均帳簿価額: 593,331 事業報酬率: 2.9%
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	—	

(記載注意)

- 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)乗じて算定すること。
- 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特定設備投資額明細表  
平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
宇円別変電所[竣工済]	北海道釧路市		
北斗今別直流幹線[未竣工]	北斗変換所～今別変換所		
北新得変電所[未竣工]	北海道上川郡新得町		
南早来変電所[未竣工]	北海道勇払郡安平町		
北斗変換所[未竣工]	北海道北斗市		
今別変換所[未竣工]	青森県東津軽郡今別町		
東京中部間直流連系設備関連(東京電力パワーグリッド分) [未竣工] ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力分) [未竣工] ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No.115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市		
道南幹線[竣工済]	西双葉開閉所～北斗変換所		
北斗幹線[竣工済]	北斗変換所～大野変電所		
宇円別変電所[未竣工]	北海道釧路市		
留辺蘂変電所[未竣工]	北海道北見市		
留辺蘂変電所[未竣工]	北海道北見市		
合 計		13,413	45,745

(記載注意)

- 1 当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。
- 2 必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第8表

## 内部留保相当額管理表

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	△ 45,479	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 9,252	
還元額(③)	-	
インバランス取引損益(④)	△ 2,793	
最終保障供給取引損益(⑤)	2	
当期特定設備投資額(⑥)	13,413	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 70,936	還元義務額残高 -

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

## 乖離率計算書

## 1. 乖離率(補正前)

項 目	値	備 考
想定原価(百万円)(①)	572,359	
想定需要量(百万kWh)(②)	95,832	
想定単価(円/kWh)(③=①/②)	5.97	
実績費用(百万円)(④)	567,848	
実績需要量(百万kWh)(⑤)	89,294	
実績単価(円/kWh)(⑥=④/⑤)	6.36	
乖離率(%)((⑥/③-1)×100)	6.53	

想定原価及び想定需要量は、平成27年4月から30年3月までの3年の合計とした。  
 実績費用及び実績需要量は、平成27年4月から30年3月までの3年の合計とした。

(記載注意)

- 1 想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

(注1) 乖離率計算書に表示される想定原価

乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、かつ平成28年度以降の託送供給等約款料金の制度変更を反映するため、平成25年8月6日に経済産業大臣に届け出た託送供給約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額に1を乗じて得た額に平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額に2を乗じて得た額を加えた額を3で除した額を記載している。

(注2) 乖離率計算書に表示される想定需要量

乖離率計算書に表示される情報のうち想定需要量は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量を記載している。

## 2. 乖離率(補正後)

項 目	値	備 考
補正後実績費用(百万円)(⑦)	567,862	
補正後実績需要量(百万kWh)(⑧)	89,358	
補正後実績単価(円/kWh)(⑨=⑦/⑧)	6.35	
補正後乖離率(%)((⑨/③-1)×100)	6.37	

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した値を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

(注1)

記載注意1に係る補正を行う費用項目については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則において送配電関連可変費として整理されるものとした。

(注2)

記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領 Ⅲ. 3 気温補正」により補正した量とした。

第10表

## 離島供給収支計算書

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	2,722	営業収益	2,221
水力発電費	48	電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	522
火力発電費	2,082	(燃料費調整分)	△0
新エネルギー等発電費	-	電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	564
他社購入電源費	427	(燃料費調整分)	△0
非化石証書購入費	-	他社販売電源料	-
販売費	164	託送収益	180
		接続供給託送収益	180
		(離島ユニバーサルサービス費)	288
		(燃料費調整分)	△ 108
		電気事業雑収益	21
		遅収加算料金	△0
		社内取引収益	933
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	1,496
		(燃料費調整分相当額)	△ 562
営業利益(又は営業損失)	△ 501		
営業外費用	30	営業外収益	6
財務費用	23	財務収益	3
(株式交付費)	-	(預金利息)	0
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	0	事業外収益	3
(社債発行費償却)	-	特別利益	-
事業外費用	6		
特別損失	-		
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	△ 524		
法人税等	-		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	△ 524		

## (記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
  - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
  - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
  - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

## インバランス収支計算書

平成29年4月 1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	30,022	営業収益	27,229
地帯間購入電源費	274	地帯間販売電源料	508
他社購入電源費	1,727	他社販売電源料	-
(インバランス対応取引費用)	-	(インバランス対応取引収益)	-
(インバランスの買取りに係る費用)	1,727	託送収益	8,508
社内取引費用	28,020	接続供給託送収益	8,508
(インバランス対応相当額取引費用)	4,847	(インバランスの供給に係る収益)	8,508
(インバランスの買取相当額取引費用)	23,173	(インバランスリスク料に係る収益)	2
		社内取引収益	18,211
		(インバランス対応相当額取引収益)	5,975
		(インバランスの供給相当額取引収益)	12,235
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	27
営業利益(又は営業損失)	△ 2,793		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 1 インバランス収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- 2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 4 インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
- 5 インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第21条第2号に掲げる額を記載すること。

(注1) インバランス収支計算書の算定

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は見積値により計上している。

なお、平成29年度における確定値は、営業費用28,702百万円(地帯間購入電源費274百万円、他社購入電源費1,681百万円、社内取引費用26,747百万円)及び営業収益26,722百万円(地帯間販売電源料508百万円、託送収益8,812百万円、社内取引収益17,400百万円)である。

(注2) インバランス収支計算書におけるインバランスの供給に係る電力量は1,755百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は2,123百万kWhである。

(注3) 平成29年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は1,749百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は2,026百万kWhである。

(注4) インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バランシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。